

第3回 違法なドローン飛行対策に関する検討会 議事概要

1 開催日時

令和7年12月18日（木）午前8時30分から午前9時10分まで

2 開催場所

警察庁第7・8会議室

3 出席者

(1) 有識者委員

鈴木 真二 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
星 周一郎 東京都立大学法学部教授
松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部教授
山田 洋 一橋大学名誉教授
渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(2) 警察庁

筒井 洋樹 警備局長
石川 泰三 警備局警備運用部長
鈴木 敏夫 長官官房審議官（警備局担当）
山本 将之 警備局警備運用部警備第一課長

(3) オブザーバー

内閣官房副長官補（内政担当）付主査
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
宮内庁官房参事官
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室長
法務省刑事局付
外務省大臣官房要人往来支援総括官室儀典官（外国訪問）
経済産業省製造産業局航空機武器産業課次世代空モビリティ政策室長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤室室長補佐
国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長
海上保安庁警備救難部警備課長
原子力規制庁長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）
防衛省防衛政策局運用政策課長

4 議事概要

(1) 警察庁説明

山本警備第一課長から「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書（案）」（以下「報告書案」という。）について説明があった。

(2) 自由討議

報告書案について自由討議が行われたところ、有識者委員からの主な意見は以下のとおりであった。

- 報告書案で示された内容を、新制度成立後、効果的に周知していくことが非常に大切である。民間団体を通じるなどして、国内において制度を浸透させるとともに、海外にも情報発信することが考えられる。また、令和4年12月から無人航空機操縦者技能証明制度が施行されたが、その有効期間が3年間であることから、技能証明取得時や更新の機会を活用するなど、効果的な広報啓発活動を推進していただきたい。
- ドローンは、経済安全保障上の重要な技術であり、また、様々な社会課題の解決のために利活用されているところ、今後も、作業等のためにイエローゾーンの上空においてドローンを飛行させる必要もあることから、適法に飛行させるために必要な手続を簡便化し、ドローンの利活用に配慮していただきたい。
- ドローンは、災害現場の状況を的確に把握するためにも活用されるなど、非常に有益なものである一方で、悪用されて犯罪の道具にもなってしまう面がある。経済安全保障上の問題も含めて、ドローン対策は国全体として取り組むべき課題である。
- 今後、報告書案の内容を踏まえ、所要の法整備が行われれば、警察の負担も増加することになるが、一般市民にとって安全な社会を実現するために必要なことであるため、引き続き適切に制度を運用していただきたい。
- 小型無人機等飛行禁止法について、その制定から現在に至るまでの約10年間におけるドローンの技術の進展や、これまでの運用を踏まえた見直しについて検討を行ってきたところ、報告書案は、現状に即した非常に理にかなった内容となっている。
- 報告書案に記載されているとおり、ドローンの性能は、今後ますます向上していくことが明らかであり、10年後などには再び見直す必要が出てくるものと考えられるところ、諸外国におけるドローン及びドローン対処資機材に関する最新の技術動向について、情報収集を行っていくことは重要である。また、今後、ドローンに関する画期的な技術発展や、ドローンによる重大事件の発生等があれば、10年後と言わず、適時、小型無人機等飛行禁止法の更なる見直しを検討するなど、柔軟に対応していただきたい。
- 報告書案に盛り込まれた「対策の方向性」の中でも、特に、イエローゾーンの範囲の拡大及びイエローゾーンの上空飛行の直罰化については、現行制度と比較して、「規制の強化」と捉えられ得るところであるが、これまでの約10年間におけるドローンに関する技術の進展や国際情勢の変化を踏まえれば、現時点で必要最小限の規制であることに疑いの余地はない。その意味では、実質的な「規制の強化」とまでは言えないものであって、「国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る」ことが報告書案に繰り返し盛り込まれていることからも、国民から広く理解と協力を得られるものであると考えられる。
- ドローンを利用したビジネスは、今後も増加していくものと考えられるところ、小型無人機等飛行禁止法をはじめとする制度の内容について、ウェブサイ

ト等を通じて、国民に分かりやすく情報提供を行い、萎縮的な効果を与えないようすることが重要である。

- 今後、ドローンに関する技術の進展は、更に加速化していくものと考えられることから、制度の不断の見直しが求められる。
- イエローゾーンの範囲の拡大や対象施設の追加等については、いわば、ディフェンスゾーンを広げて、ゴールを安全にするというもので、非常に有効であると考えられるが、ディフェンス能力そのものも向上させることが重要である。警察において、対処のための資機材の整備や体制の充実強化を図っていただきたい。
- 警察と対象施設管理者等との連携や役割分担については、ドローン対策に固有の問題ではなく、各種警備に当たって、どこまで警察がやるべきか、民間事業者には何をやってもらうべきか、今後の警察の在り方にも関わる課題であり、整理していく必要があると考える。

(3) 技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書の決定

報告書案のとおり、「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書」が決定された。

(4) 警察庁警備局長挨拶

筒井警備局長から閉会の挨拶があった。

以上